



裁判所から届いた封筒を受け取らなかったり、
開けずにそのままにしていると、
不利益が生じることがあります。
東京司法書士の「当番司法書士」があなたの
相談をお受けします。



<https://www.tokyokai.jp/consult/toban/index.html>

相談予約ダイヤル

予約受付時間 (土・日・祝日を除く)

(まずはお電話でご相談の日時をご予約ください。)

四谷 03-3353-9205

午前 9:00~12:00
午後 13:00~16:30

立川 042-548-3933

10:00~16:00

裁判所から届いた封筒は当番司法書士へ！

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

相談時間 (祝祭日を除く)

月~金曜日 14:00~15:40

相談予約ダイヤル (土・日・祝日を除く)

(まずはお電話でご相談の日時をご予約ください。)

03-3353-9205 予約受付時間 / 9:00~12:00 13:00~16:30

相談場所

住所 / 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37司法書士会館1階

ホームページ

<https://www.tokyokai.jp/consult/toban/index.html>



アクセス

JR四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
東京メトロ丸の内線 四ツ谷駅徒歩6分
東京メトロ南北線 四ツ谷駅出口2番から徒歩4分

三多摩総合相談センター(立川)

相談時間 (祝祭日を除く)

水曜日 17:00~20:00 土曜日 13:00~15:40

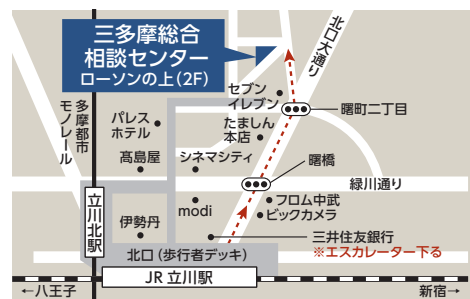
相談予約ダイヤル (土・日・祝日を除く)

(まずはお電話でご相談の日時をご予約ください。)

042-548-3933 予約受付時間 / 10:00~16:00

相談場所

住所 / 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13オリンピック第3ビル202-A



アクセス

JR立川駅北口 徒歩6分
多摩都市モノレール 立川北駅徒歩5分

そのままに
しないで!



東京司法書士会

Q1 当番司法書士って
なんですか。

当番司法書士は、会社や個人の事業者などから訴えられたあなたをサポートしてくれる司法書士です。

Q2 どのような相談を受けられますか。

クレジット会社、金融業者、携帯電話会社、家賃保証会社、家主、地主、アルバイト先などの事業者が起こした裁判の相談をお受けします。

Q3 裁判所から届いた書類を放っておいてもいいですか。

放っておいてはいけません。
たとえば、あなたの借金が消滅時効の期間を経過している場合でも、欠席裁判といって、相手の言い分がそのまま認められてしまい、給与等が差押えられることがあるからです。

Q4 相談したいのですが、
どうしたらよいですか。

四谷 (03-3353-9205) または立川 (042-548-3933) の面談相談の予約ダイヤルへお電話ください。

Q5 相談料はかかりますか。

相談は無料です。
相談後、あなたが希望すれば、その場で依頼することができます。
なお、司法書士に依頼した場合は費用がかかりますが、収入が一定額以下の方は、日本司法支援センター(法テラス)の「民事法律扶助」を利用することにより、法テラスから司法書士費用を立て替えてもらうことができる制度もあります。

Q6 明日が裁判なのですが、
予約をしていません。

相談できる司法書士を紹介しますのでQ4の番号にご連絡ください。相談料については紹介司法書士にお問い合わせください。

Q7 何をもっていけばよいですか。

1. 必ず持ってきていただくもの
 - 訴状、支払督促等
 - 呼出状
 - 裁判所から送られてきた書類のすべて
 - 関係資料
2. 依頼する場合に必要なもの
 - 身分証明書(運転免許証、保険証など)
 - 収入の分かるもの(給料明細書、課税証明書など)
 - 印鑑

